

# 長後4区自主防災会規約 2015年3月29日自治会総会で改訂

## 名 称

第一条 この会は、長後4区自治会自主防災会(以下「本会」という)と称する。

## 目 的

第二条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という)による被害の拡大防止と会員の救出救護、応急手当および避難誘導などを図ることを目的とする。

## 活 動

第三条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資材機材等の備蓄および購入計画に関すること。
- (6) その他本会の目的達成するために必要な事項。

## 会 員

第四条 本会は長後四区自治会会員をもって構成する。

## 役 員

第五条 本会は次の役員を置く。

- (1) 防災会長 1名(自治会会長が兼務する)
- (2) 防災副会長 1名(自治会防災部長が兼務する)
- (3) 会計 1名(自治会会計部長が兼務する)
- (4) 監査役 1名(自治会監事が兼務する)

2. 役員の任期は、自治会の役員任期による。

## 防災隊および隊員

第六条 防災会長は、本会の活動の円滑化を図るために平常時から防災隊を組織し、会員有志を

募り隊員として委嘱する。

2. 隊員は、地震等の発生時において、自己の安全を確保した上で本会活動に協力する。
3. 隊員の任期は特に定めず、各員の状況に応じる。

## 組 織

第七条 防災活動を効果的に行うため、次のとおり防災組織を構成する。

### 四区自治会

会長

防災部長

会計部長

監事

### 防災隊員

日頃の相互交流

被災時の情報収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導など

## 会 議

第八条 本会に防災会議を置く。

2. 防災会議は、原則として各年に一回開催し、役員および防災隊員の出席により長後四区の防災体制に関して協議する。

附則 この規約は、平成 27 年4月1日より施行する。